

右被殻出血による死亡に業務起因性が認められた事案

# 国・岡山労基署長（日本電気）事件

第1審 福岡地裁 令和4年9月9日判決（労働判例1321号33頁）

第2審 福岡高裁 令和5年9月26日判決（労働判例1321号19頁）本判決（確定）



安西法律事務所 弁護士 木村 恵子

きむら けいこ ● 安西法律事務所 所属。専門は労働法関係。近著は『安全配慮義務の実務と対応』（編著・労働調査会）など。

本件は、右被殻出血（以下「本件疾病」という）を発症し、その後死亡したKの相続人であるXが、岡山労働基準監督署長に対して労働者災害補償保険法に基づき遺族補償給付等を請求したところ、同労基署長がいずれも不支給処分（以下「本件各処分」という）としたことから、その取消しを求めた事案である。

1審判決が業務起因性を否定して請求を棄却したのに対して、本判決はKの平均労働時間等について1審とは異なる事実認定をした上で、連続勤務や勤務間インターバルの不足等の影響を指摘して業務起因性を肯定した。実務上の参考になる事案である。

## 1. 事案の概要

### 1) 当事者

#### (1) 訴えた側（1審原告、2審控訴人）

訴えたのは、主に、官公庁等を取引先としてシステムや通信機器の販売を行っている日本電気（株）（以下「本件会社」という）に勤務していたKの相続人のXである。

#### (2) 訴えられた側（1審被告、2審被控訴人）

訴えられたのは、国である。

### 2) Xの請求の根拠

Xは、Kの本件疾病発症・死亡は、業務に起因するとして、岡山労働基準監督署長（以下「処分行政庁」という）がした本件各処分の取消しを求めた。

### 3) 事実関係の概要（本判決が認定した事実関係）

- ① Kは、平成3年4月1日に本件会社に入社し、平成24年4月1日から本件会社の中国支社が統括する岡山支店の支店長として勤務していた。同支店は、岡山県内を営業エリアとして官公庁を中心にシステム販売を行っており、Kは同支店の責任者として、日常的に職員の労働時間管理や案件進行管理等をするとともに、関係者等との会食・接待やゴルフ等にも参加していた。
- ② Kは、平成26年4月3日、中国支社で開催されていた会議中に本件疾病を発症し、救急搬送され緊急開頭血腫除去手術等の治療を受けたが、平成28年3月24日、本件疾病により死亡した。

- ③ 本件疾病発症前6カ月におけるKの時間外労働時間数は、発症1カ月前97時間58分、2カ月前50時間13分、3カ月前67時間37分、4カ月前82時間11分、5カ月前94時間06分、6カ月前97時間20分であった<sup>1)</sup>。
- ④ Kは、発症前6カ月間に10日を超える連続勤務が5回あった。また、発症前1カ月の間に勤務間インターバルが11時間未満の日が7回あった。
- ⑤ Kは、処分行政庁に対し、本件疾病は業務により発症したとして休業補償給付を請求<sup>2)</sup>し、XはKの死亡後に、未支給の休業補償給付を請求したところ、処分行政庁は、各請求につき、いずれも不支給決定とした（以下「先行処分」という）。Xは再審査請求を行ったが棄却され、先行処分の取消しを求めて訴えを提起したが、福岡地裁は請求を棄却し、福岡高裁も控訴棄却し、最高裁も令和3年7月16日上告不受理を決定した。
- ⑥ Xは、Kの死亡を受けて、平成30年11月12日、処分行政庁に遺族補償年金及び同前払一時金を請求したところ、処分行政庁は、先行訴訟に係る請求の後続請求であることを理由に不支給決定をした。

## 2. 1審判決の要旨

1審は、Kは、かなりの時間外労働を行っていたものの、これらの一部はゴルフ、会食にあてた時間であり労働強度が通常より低いこと、おおむね1週間に1日は休暇を取得できていたこと、連続勤務のなかには休日の出勤が短い日等もあっ

たこと、勤務間インターバルが短い日があっても休日に近接するものもあったこと等から、過重な業務に従事したとは認めがたい等として、業務起因性を否定し、Xの請求を棄却した。

### 3. 本判決の要旨

本判決は、以下のように述べてKの本件疾病発症・死亡に業務起因性を認め、原判決を取り消し、請求を認容した。

#### (1) 業務起因性の判断基準

「労働者の疾病等を業務上のものと認めるためには、業務と当該疾病等との間に条件関係があることを前提として、相当因果関係が認められることが必要である。<sup>①</sup>」認定基準<sup>②</sup>は、…裁判所による行政処分の違法性に関する判断を法的に拘束するものではないものの…その作成経緯や内容に照らし、一定の合理性を有する…したがって、本件疾病発症と業務との相当因果関係…を判断するにあたっては、まずは、

認定基準を基礎として業務起因性の有無を判断する。<sup>③</sup>

#### (2) 業務起因性の判断

「本件疾病発症前6か月間におけるKの1か月当たりの時間外労働時間数は、…発症1か月前及び6か月前はほぼ100時間に及んでいたほか、…6か月間の平均時間外労働時間数は81時間に達し、…認定基準に照らしても、Kは、時間外労働の点において、…加重な業務に従事していたといえる<sup>④</sup>。」

Kは、発症前6か月の間に5回、10日を超える連続勤務を行っていること、発症前1か月の間に勤務間インターバルが11時間未満の日が7回存在していることが認められ、「このような勤務状況は、Kの疲労の回復を阻害し、疲労を蓄積させたものと考えられる<sup>⑤</sup>。」

以上から、本件疾病の発症は、業務に内在する危険が現実化したことによるものと認めるのが相当であって、業務起因性が認められる。

## ワンポイント解説

### 1. 本判決の特徴

脳血管疾患等については、労災認定のための行政内部準則として認定基準が発出されており、1審判決も本判決も、上記下線①及び②のように述べて、同基準を基礎として判断しながら、結論が異なる点に本判決の特徴がある。異なる結論となったのは、(1) 時間外労働時間数の認定において、1審が共有システム内のスケジュール表等に基づいて認定基準の水準に満たない時間数を認定したのに対して、本判決はKが使用していたiPad上の予定の記載等も考慮し、おおむね認定基準に達する時間数を認定したこと(上記下線③)、(2) 1審が連続勤務や勤務間インターバルが短い日の就労実態に踏み込んで負荷の程度を判断したのに対して、本判決は、連続勤務等の存在をもって疲労を蓄積させたと評価したこと(上記下線④)等による。なお、本件各処分は認定基準

が改正される前の旧基準に基づいて判断されたものであるが、本判決では、現行の認定基準に基づいて判断した。業務起因性の判断は、新たな知見を加味した裁判時の医学的知見に基づいて判断されることを示唆するものである。

### 2. 労災認定基準における「労働時間」

本判決は、本件会社の行事あるいは上司である執行役員も参加して行われたゴルフの時間や取引先との会食時間についても「労働時間」と認定し、それに基づいて時間外労働時間数の算定や連続勤務等の把握をしている。労災認定の場面では、労働基準法上の「労働時間」よりも広く「労働時間」が認定される傾向にあり<sup>4)</sup>、本判決も、この流れに沿ったものといえよう<sup>5)</sup>。過重労働防止の観点からは、これら行事等への参加も過度にならないよう留意すべきであろう。

1) 1審判決は、発症1か月前90時間16分、2か月前50時間13分、3か月前63時間07分、4か月前82時間11分、5か月前91時間07分、6か月前81時間23分と認定していた。

2) 平成26年7月11日から同年9月30日までのもの

3) 「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(基発0914第1号 令和3年9月14日)。なお、同認定基準は、令和3年9月15日から改正施行されており、先行処分については、同認定基準が施行される前に上告審の決定がなされていた。

4) 国・埼玉労基署長(鉄建建設)事件 大阪地裁平成21年4月20日判決等

5) 行政通達「労働時間の認定に係る質疑応答・参考事例集の活用について」(基補発0330第1号)では、労災認定における「労働時間」と労働基準法上の「労働時間」は同義とする解釈が示されているが、この解釈については理論的問題点があるとの指摘がなされている(水町勇一郎「脳・心臓疾患等の労災認定基準と「労働時間」概念」季刊労働法280号121頁参照)。